関西自然保護機構会報16(2)：157－167，1994

CITES附属書への種掲載のための新基準案について

京都大学理学部　村　上　興　正

ON THE DRAFT RESOLUTION OF THE NEW CRITERIA FOR LISTING SPECIES IN THE CITES APPENDICES

Okimasa MURAKAMI *Department of Zoology, Fac. Science, Kyoto University.*

はじめに

CITES附属書へ種を掲載するための新基準案がこの場で問題となる理由は3つあると思う。一つは日本は象牙などCITESの附属書に係わる種の大量消費国であり，世界で2番目にもなっていること，一つにはこの新基準は1992年京都で開催された際に京都基準として問題提起され，次回締約国会議で検討することが決定されていること，さらに絶滅のおそれの定義は絶滅のおそれのある種の保全を考える基礎となり，日本の「絶滅のおそれのある野生動植物種の種保存法」の対象種の選定ににもかかわる重要な問題であることである。シンポジウムの席上では，問題の理解を容易にするために，京都で開催された締約国会議で，何故絶滅のおそれが問題となったかについても述べたが，これらはすでに報告している（村上，1992）ので，ここでは省略して，その後提案された基準とくに附属書Ⅰに係わる絶滅のおそれの内容とその問題点を，経過を追って述べるとともに，次回締約国会議で問題となる事務局案について論じることにより，絶滅のおそれとは何かについて考えてみたい。ただし，CITESの基準としては，附属書Ⅰだけでなく附属書Ⅱの基準も問題となるが，ここでは紙面の都合もあるので，主に附属書Ⅰの基準を問題とすることにしたい。

なお，本研究は野生生物の保護に係わる法体制検討会での論議，および日本哺乳類学会での講演も踏まえたものであり，WWFJ（世界自然保護基金日本委員会）および自然保護協会のプロナツールファンドの資金援助を受けて行ったものの一部である。

新基準案の提案経過

第8回締約国会議（京都会議）では，基準改正の手続きとして，IUCNなどの協力を得て植物委員会と動物委員会の合同会合を開催して，修正案を事務局に提案して，会合の150日前までに締約国に回覧することになっていた（決議8.20）。実際の手続きについて，私の入手した資料からみると，11月にIUCNは会議を開催，原案を作成し，1993年3月にCITES常任委員会へ報告と勧告を送付した。これを受けて事務局は，4月に締約国に原案を配布しコメントを求めた（今後ここでは第一次修正案と呼ぶ）。7月になってIUCNはさらに，この新基準を現在の附属書掲載種などに適用した結果をもとに，提案した基準の修正を提案した。9月に動物委員会と植物委員会と常任委員会の合同会議が開催されて，10月に締約国に配布して，コメントを求めた（第2次修正案と呼ぶ）。これをもとに1994年3月に常任委員会で検討した案を事務局に送り，これを事務局が検討し締約国に配布した（これを事務局案と呼ぶ）。以上述べ

表１　新基準作成までの経過.

１９９２年３月	ＣＩＴＥＳ京都締約国会議、京都基準の提案ー保留
	次回締約国会議で検討ーＣＩＴＥＳ常任委員会と事務局が原案作成ーＩＵＣＮへの協力依頼
１１月	ＩＵＣＮ会議
１９９３年３月	ＩＵＣＮからＣＩＴＥＳ常任委員会への報告と勧告
４月	締約国に配布コメントを求める
７月	新基準の動植物種への適用結果と新基準の修正
９月	植物動物委員会と常任委員会との合同会議
１０月	締約国に配布コメントを求める
１９９４年３月	常任委員会の新基準提示
１９９４年６月	事務局案の提示

た（表１）他にも委員会が開催されているが，ここではこれらを正確にフォロウアップするのが目的ではなく，絶滅のおそれの生物学的な基準を問題としたいので省くことにする。

第一次修正案（1993年３月提案）とその問題点

第１次修正案の附属書Ｉに係わる内容は以下のものである。

附属書Ｉの基準

A．成体数が250未満と推定される個体数を持つ種

B．成体数が2,500以下と推定される個体群で，以下の両方が推定されるもの

１）個体群構造が以下のいづれかの形態を持つ

a）　著しく分断されている：成体数が250を越える系統群が確認または推定されていない。

b）　単一の場所でしか確認されていない

２）以下のいづれかの継続的な衰退が観察，推論，予測される

a）　成体数

b）　生息環境の区域，範囲および／または質

C．推定される地理的範囲が5,000㎢ 未満または，推定される分布域が500㎢未満で，以下のいづれか２つが推定されるもの

１）著しく分断されているか，２カ所以下でしか確認されていない

２）以下のいづれかの継続的な衰退

a）　地理的範囲

b）　分布域

c）　生息環境の区域，範囲および／または質

d）　ロケーションの数

e）　成体数

３）以下のいづれかの極端かつ急激な変動

a）　地理的範囲

b）分布域

c）　ロケーションの数

D．以下のいづれかの形態での個体群の衰退

１）成体数の衰退が顕著でかつ継続的であることが観察される（通常，５年または２世代のいづれか長い方の期間にわたって50％をこえるもの）

２）Ｄ１でいう継続的な衰退で，以下のいづれかから推論または予測されるもの

a）　生息環境の区域，範囲および／または質

b）　利用の水準

c）　導入種，病原体，競争種，寄生生物の影響

E．野生状態における定量分析による絶滅確率の

推定値が，20年または5世代のいづれか長い期間内に最低20%。

ここでこれらの基準に用いられた言葉の定義がなされているが，このうち定義を述べた方が良いと判断されるもののみ簡略に下記する（詳しくは原文を参照されたい）。

継続的衰退：分類群またはその生息環境に応じて適当とされるある期間にわたって，測定される明確な下降傾向である。観察された衰退が通常の変動を上回ること，あるいは通常の規則的または不規則的なパターンの一部ではないことを示す必要がある。最大持続生産量が維持される水準まで個体群を減らす計画的な捕獲プログラムの結果としての個体群の衰退は，継続的衰退には該当しない。

地理的範囲：放浪性のものは除外して，ある分類群の出現が確認，推定，あるいは予測される場所を含む最小地域を指し，時には最小多角形として測定される。

分布域：放浪性のものは除外して，ある分類群の地理的範囲の中で，それが占有する地域全体である。この基準は㎢単位で一定の切捨てを行う。

ロケーション：地理的に明確な個体の集団を指す。

定量分析：PVA（集団生存能力分析手法）または他の定量分析手法を指す。これはある種または個体群の絶滅確率を推定するためのものである。

IUCNはこの新基準の適用によるマイナス結果が生じる可能性を最小限にするために，以下の勧告を行っている。

① 現在掲載されている全種にこの基準を適用すべきである。この基準を満たさない分類群はすべて，管理計画が承認されるまでは，締約国会議により附属書Ⅱに移行し，輸出量をゼロ割当にすべきである。すなわち，格下げは直ちに取引再開を意味するものではない。

② 附属書Ⅰの種は10年毎に見直して，当該種がいづれ附属書Ⅱへの掲載が適当であるというほど回復させるには，どの様な措置がとり得るかを見定める。

この他ある種の一部は附属書に入れ，他はいれないという分割掲載は絶対に許すべきではない。

大分類群については，これを認めることで，基準を満たさない種までを含むこととなり，これらの種の取引は締約国の管理当局や科学当局に無意味な行政上の負担を強いることになるので止めるべきである，などが述べられている。

ここで第一に問題となるのは，掲載基準の数値である。例えば成体数が250未満という基準では，何が根拠であるのかが明記されていない。経験的にいろいろな動植物で，この値が妥当であるという事実の積み上げによるものであろうと推定される。しかし，脊椎動物とくに大型の哺乳類における250頭という値の個体群維持にとっての持つ意味と，昆虫類のように小型の個体数が多い動物個体群にとって250匹の持つ意味はまったく異なる筈である。少なくとも個体数の変動レベルを考慮すべきで，全ての種を同一の個体数で示すことに無理があると判断される。とくに，個体数の規定が少なすぎる場合には，附属書掲載種の減少には役に立つが，生物学的には，絶滅のおそれのある種が掲載されないことになる。したがって，ベルン基準で述べられているように掲載されないことにより，保護上の効果が減りこのためにその種が絶滅してしまうおそれがでてくる。もし，実務上同一の基準となる数値が必要なのであれば，いろいろな種を比較して，この内で最大数を採用する方が安全である。しかし，このことで今度は不必要な種が掲載されることとなり，当初の不必要な掲載種を無くすという原則と反する結果となる。

同様のことは基準Bの2,500という数字にも当てはまる。むしろ，個体群が著しく分断されているとか単一の個体群であるなど数値を除いた表現には意味があると考えられる。

分布範囲についても同様で，日本のように島国で，隔離個体群であればCの基準の地理的範囲5,000㎢，分布範囲500㎢未満のものは多いいと考えられる。経験的事実の積み上げであれば，事例が増えれば増えるほど，小さな数値では例外が多くなり，大きな数値では絶滅のおそれのないものまで含むことになる。結局，この問題はすべての動植物種に共通な数値を見いだすことではなく，各種毎に生息状況を判断し，各種の置かれた状況から各種毎に判断する以外はないと考えられる。これが実務上大変なら，最大限妥協しても，生活型を考慮にいれた個体数変動のパターン化により，例えばハタネズミ類とそれ以外のネズミ類，モグラ類，トガリネズミ類など，種を細かく類型化してそれら毎に考えるのが精一杯であろう。

第2に問題となるのは，附属書Ⅰの基準を満たさない種は附属書Ⅱに移すが，管理プログラムにもとづく，輸出枠が締約国会議で認められない限り，輸出枠をゼロにするという措置である。これは従来，CITESは取引規制を行うだけで，原産国での対象となる動物の保護管理問題については，踏み込み得ない問題とされてきたものについて，管理プログラムのチェックという形で踏み込んだ形にしたことの積極性は認められる。しかし，この管理プログラムを審査する能力，あるいは，これが適性に実行されているかをチェックする機能を締約国会議が持ち得るのかが問題となる。現在でも予算不足で時間も限られているのに，これらの体制を確保しないでの案は単なる机上の空論である。また，輸出枠ゼロの設定で附属書Ⅰに準ずるものができることは，実務をさらに複雑化するのではないかなど，実行面での問題が多い。IUCNが指摘しているように従来輸出枠の設定の問題は，あまり活用されていなかった。これをいきなりフルに活用できるのか疑問である。もし，これらが整わないと，この案そのものが絵にかいた餅になる可能性が高い。法体制検討会としてはこの他にも，ゼロ設定が法律上成立するのか，格下げの処置に対して，各上げの処置も設定すべきではないかなどのコメントを簡略化して事務局に送付した。

第一次修正案の適用結果(1993.7)

IUCNは自ら提案した基準をいろいろな動植物

表2　93.3月基準の適用結果（IUCN）.

カテゴリー	哺乳類	鳥類	両性・爬虫類	無脊椎動物	植物
付属書Ⅰに残	40	26	13	30	35
付属書Ⅱに残	91	31	9	18	17
付属書Ⅰに追加	21	3	0	0	10
付属書Ⅱに追加	56	6	0	0	1
ⅠからⅡへ降格	53	18	16	0	10
ⅡからⅠへ昇格	8	9	0	11	5
付属書から削除	0	0	0	0	0
未掲載	50	1	0	0	0
	319	94	38	59	78

附属書Ⅰ－付則１の基準を満たす－Ｙｅｓ－附属書Ⅰ
－Ｎｏ－付則４（関連予防手段）－附属書Ⅱへ
移行

附属書Ⅱ－－付則２ａを満たす－Ｙｅｓ－－附属書Ⅱ
－Ｎｏ－－－付則４（関連予防手段）－－－削除

附属書Ⅱ－－付則２ｂを満たす－Ｙｅｓ－－附属書Ⅱ
－Ｎｏ－－－付則４（関連予防手段）－－－削除

図１　新基準案の附属書掲載の可否と予防措置の関係.

種に適用し，その妥当性を検討した結果を公表した（IUCN，1993）。その結果をもとにまとめてみたのが表２である。この結果を見ると哺乳類では附属書Ⅰに残存するのが，40種に対して，附属書Ⅱに降格されたのが，53種と降格が多い。種別では，ゴリラやチンパンジーなども，附属書Ⅱに降格されているのは，やはり基準が厳しすぎることを伺わせるものである。今回チェックされたものでは，附属書Ⅰ全体で64％が残存，36％が降格（附属書Ⅱ）となり，哺乳類以外でもこの基準がかなり厳しいことが判る。ここで表中に魚類が抜けているが，これについては，24種について検討したが，このうち附属書掲載種は１種で，これは残存，残り23種は未掲載種でこのうち15種が附属書Ⅰの基準，８種が附属書Ⅱの基準を満たしたとの記載がある。一方，附属書Ⅱから附属書Ⅰに格上げされたものは，哺乳類で８種，全体で33種もある。このような厳しい基準でありながら，格上げになることは，附属書Ⅱ掲載種の管理が充分でないことを思わせるものである。

ついで，付表に各種についての判断基準が掲載されているので，哺乳類についてどの基準が使われているのかを，チェックして見た。ただし，基準は１種に対して２－３の基準が適合しているケースもあるので，重複が見られた。

すると，Ｄ（個体群の衰退に関係したもの）が最も多く，全体の約60％近くを占め，ついでＢ（18.4％），Ｃ（13.2％），Ａ（9.2％）の順でＥの基準を用いたものは皆無であった。この結果をもとにIUCNは，生息現状が状況の変化で急激に変化する場合に，対応した基準を設けたり，Ｅの定量分析－－の項目を削除したりかなりの修正を行った。これらは第２次修正案に含まれているので，ここでは詳しくは述べない。要するに第１次案は実行案としてかなり問題があり大幅な修正を必要としたことになる。しかし，感心したことは，IUCNはこれらの項目を各種についてチェックできるぐらいに，資料を持っていることである。IUCNは種保全委員会（SSC）など，日常的に世界的なレベルでデーター収集をおこなっているからこそ，適用して妥当性を検討できた訳である。日本で考えると，個体群レベルで動向が判っているのは，イリオモテヤマネコ，ツシマヤマネコ，アホウドリ，コウノトリ，トキなどごく一部の特殊な種類だけである。日本ではまだまだこのような基礎資料が不足しており，今後の科学的な調査の必要性を痛感させた。

事務局案(1994. 6)

第２次修正案(1993.10)は第１次修正案とかなり異なっているが，最終案である事務局案に内容的には含まれるものが多く，事務局案と本質的な

差異は殆どない。事務局案は第２次修正案を内容的に整理して，若干の修正を行い分かりやすくしたものである。したがって，ここで第２次修正案を詳細に述べるのは，紙面の都合もあるので止めて，事務局案を紹介しながら，第２次修正案との違いが大きいもののみ取り上げることとする。

事務局案の構造は，図１に示した通り，附属書Ⅰ掲載種が付則１の基準を満たせば，附属書Ⅰに残存し，満たさなければ関連予防手段の付則４の下に附属書Ⅱに移行する。附属書Ⅱに関しては付則２a，２bを満たせば附属書Ⅱに残存，満たさなければ付則４の下に削除するというものである。以下に付則１：附属書Ⅰの掲載基準，付則２a，２b：附属書Ⅱへの掲載基準，付則４：関連予防手段を順次述べる。

附属書Ⅰの生物学的基準　付則Ⅰ

絶滅のおそれのある種とは，以下の基準のうち最低１項目を満たす場合をいう。＊は脚注を参照

A．野外での個体数が少なく＊１，以下の特徴を持つ

１．成体数または絶滅を避けるために必要な生息地の面積および質の衰退が観察，推定，あるいは予測される（10年または３世代のいずれか長い方の期間に20％を越える速度で）。または，

２．sub-populationが非常に小さい＊２，または，

３．個体の大半が，生活史の１つあるいはそれ以上のフェーズで，１つのsub-populationに集中する。

４．移動性があるために非常に脆弱である。

５．成体数の短期的＊3な変動が大きい。

B．野生個体群の分布面積が限定されていて＊４，以下のいずれかの特徴を持つ

１．分断化＊５されているかきわめて限られた場所に生息

２．以下の項目で減少（衰退）が観察されるか，推定されるか，予測される。

－分布面積，または

－sub-populationの数，または

－成体数，または，

－生息地の面積，範囲，または質

３．分布面積またはsub-populationの数の極端で急激な変動

C．野外の成体数が減少しており（５年または２世代のいずれか短い方の期間内に全体の50％の減少），以下のいずれかに該当する。

１．現在進行中である，あるいは近い過去に起こった（だが再発の可能性がある）ことが観察されている。

２．以下の事柄をもとにして推定されるか予測される。

－生息地の面積あるいは質の減少，または，

－捕獲のレベル（変化を説明できる要因が他に見あたらない），または，

－導入種，病原体，競争者，寄生虫，交雑の影響や汚染物質の影響などの脅威

D．その種の生息現状が，その種が附属書Ⅰに掲載されなければ，３年以内に以上の基準の１つ以上を満たす見込みが非常に高い。

脚注：絶滅のおそれに対する種の脆弱性は，身体の大きさ，栄養段階，生活環などの生物学的特性によって決まる。このために，すべての分類群に適用できる個体数，分布面積の数値を提示することは不可能である。以上の基準の注に対応する以下の数値は，これまで多くの種に関して適切である事が判っている例として示したに過ぎない。
１.成体数5,000未満，２.成体数500未満，３.２年未満，4.1万㎢未満，５.各sub-populationが500㎢未満の面積内に分布

条約第２条２（a）項に基づく附属書IIへの種の記載に関する基準　付則２a

以下の基準のいずれかを満たす場合，種を附属書Ⅱに掲載するものとする。

A．野外から採取され，国際取引される標本数が，種の生息状況に致命的な影響を与えるあるいは影響を与えるであろうことが判明しているか，推定あるいは予測され，かつ以下のいづれかに該当する。

１）生息地の変化，地理的な範囲や分布域の縮小，導入種による影響，疾病，競争者，寄生虫，交雑，汚染物質の影響などの要因により，野外の個体数の減少が判明，推定，あるいは予測される。

２）毎年野外の個体群から採取される標本の平均数が，以下の条件のいづれかを満たすか，あるいは満たすことが予測される。

１．長期にわたり，永続可能な水準を超過する

２．他の影響により種の存続が危うくなるまで種を弱体化させる。

B．種の取引を厳重に規制しない限り絶滅のおそれがある。

条約第２条２（b）項に基づく附属書Ⅰへの種の記載に関する基準　付則２b

以下の基準のいずれかを満たす場合，条約第２条２（b）項に従い，種を附属書Ⅱに掲載するものとする。

A．条約第２条２（a）項に従って附属書Ⅱに掲載された種，あるいは附属書Ⅰに掲載された種，の標本に酷似しており，専門家でない人が適度な努力をしてもそれらを区別できそうもない。

B．ある分類群に属する大部分の種が条約第２条２（a）項に従い附属書Ⅱに掲載されているか，付属書Ⅰに掲載されている場合には，同じ分類群に属する残りの種は，掲載種の標本の取引に有効な規制を加えるために，掲載しなければならない。

予防手段　付則４

A．付属書改正提案をするにあたり，取引体制の変化が種の保護に及ぼす影響が不明確な場合，締約国はその種の保護のために最善をつくす。

B．１.付属書Ⅰに掲載された種を付属書から削除するには，まず付属書Ⅱに移行し締約国会議の間隔少なくとも２期分にわたり，取引がその種に及ぼす影響をモニターしなければいけない。

２.種を付属書ⅠからⅡへ移行するには以下のオプションの一つに従って行うものとする。

a．以下の項目について，締約国会議が了解した場合には，締約国会議が承認する輸出割当量なしで行う。

１．条約の必要条件とくに条約第４条の分布国による履行かつ

２．適切な施行管理と条約の必要条件への準拠

b．改正案の説明文中に述べられた管理手段に基づき，改正の一部として締約国会議が承認した輸出割当量を適用。

c．改正案の説明文中に述べられた管理手段に基づき，改正の一部として締約国会議が特定の期間について承認した輸出割当量を適用

d．適用可能な締約国会議決議と一致するランチング案を提出

３．付属書Ⅰの種を輸出割当つきで付属書Ⅱに移行する提案に関しては，当該種を留保している締約国は考慮すべきではない。ただし，その締約国が改正案採択後90日以内に留保を撤回すればその限りではない。

４．ある種を付属書Ⅱから削除した場合，近

い将来にその種が付属書掲載の条件を満たすようになる見込みが高い場合は付属書Ⅱから削除してはいけない。

C．上記2.b.および2.c.に従い種を付属書Ⅱに移行する場合，以下の検討手順を適用するものとする。

1．ある締約国が他の締約国の管理手段への準拠および輸出割当量に関する問題に気づいた場合，事務局に通知する。その後事務局が十分な解決が出来ない場合事務局は常任委員会に通知する。常任委員会は締約国と協議した後，全締約国に対し，その締約国とのCITES記載種の標本の取引を停止し，かつ／またはその個体群を付属書Ⅰに戻す提案を寄託政府に要請することが出来る。

2．割当量とそれを補完する管理手段を検討する上で，動物または植物委員会が準拠あるいは潜在的な害に関する問題に直面した場合，関係した委員会は寄託政府に対して，適切な矯正措置を講じるように要請する。

D．締約国が前述のB.2.cに従って確定された割当量の更新，変更，削除を希望する場合，次回締約国会議で討議するための適切な提案を提出する。

そのような提案が提出されないと予測される場合，寄託政府は割当量ゼロを課するよう次回締約国会議で討議するための提案を提出する。

E．おそらく絶滅したと見なされる種については，再発見された場合に取引によって受ける影響が考えられる場合，付属書Ⅰから削除してはならない。これらの種には付属書に“p.e.”（おそらく絶滅という意味）の印をつける。

個体群サイズと附属書掲載の問題

事務局案と第1次修正案と比較して，最も大きな違いは，個体数や分布面積などの数値が規定から消えて，脚注になっていることである。また，脚注でも個体群のサイズや分布面積で，あらゆる個体群に適用できる数値を提示することは不可能で，ここに書かれた値は多くの実例で適当とされているものをあげたに過ぎないとしていることである。この点では先に指摘した問題点は解決されている。しかし，A1の括弧書きの中に10年または3世代のいずれか長い方の期間に20%を越える速度でという規定があり，Cに5年または2世代のいづれか短い方の期間に全体の50%という数値が上がっている。これらは第2次修正案では，継続的減少あるいは著しい継続的減少という言葉で表現されていたものである。どの程度に継続的でどの程度減少率があれば，絶滅の危険があるかはその種の特性や環境のあり方で規定されるものであり，一律に規定できないことは明かである。個体数や分布面積では一律の数値は無理であるが，減少率なら良いという根拠は全く不明であり，削除すべきである。もし，どうしても共通の数値が必要なら，やはり，絶滅の確率を共通にする以外にはないと考えられる。しかし，これも1世代の期間が種により大いに異なるので，これを同一の単位時間にして良いのかなど問題は多い。生活型や繁殖ストラテジーなどを考慮して，実用的な分類群を対象にカテゴライズする以外はないであろう。

近年，MVP（最小生存可能個体数）等の研究が急速に発展しつつあり，種個体群の持つ遺伝的浮動のあり方や個体群の確率的な変動などの資料がとられつつあるようだが（これらについては，個体群生態学会会報50号（1993年8月）を参照されたい），野外個体群で適用できるまでにはしばらく時間がかかりそうである。しかし，第1次修正案での絶滅確率，Mace-Lande基準より，種個体群毎に各種パラメーターを求めている点で，はるかに現実的な取り組みであろう。

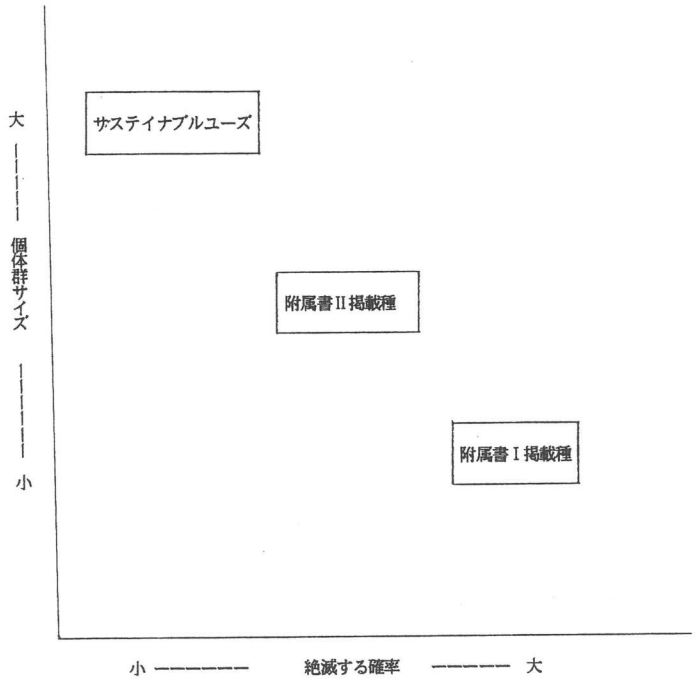


図2　サステイナブル・ユーズと付属書掲載種個体群サイズと絶滅確立の関係を示す模式図.

ここで一般的に個体群サイズと附属書との関係を考えてみると，まず基本的に重要なことは，サステイナブル・ユーズ（永続的利用）がうまく機能している場合には，CITESの附属書Ⅱにも掲載する必要はない筈である。したがって，通常の永続的利用の個体群レベルは，CITESの附属書Ⅱのレベルよりかなり高いはずである。この管理があまりうまくゆかなった場合に，附属書Ⅱに掲載することになる。一方，附属書Ⅰは絶滅のおそれがあるぐらいであるから，その個体群サイズはかなり小さく，永続的利用はできるレベルと比較すると，個体群サイズは当然かなり小さいはずである。すなわち，附属書Ⅰ，附属書Ⅱ，永続的利用の個体群サイズと絶滅の確率は離ればなれになっているべきである。これを模式的に示したのが図2である。この点で，CITESの附属書と絶滅確率の関係についてはもう少し詰めが必要である。

事務局案は以上の点で，多少の問題はあるとしても，絶滅のおそれの高い種個体群の特徴をとらえて，これを明文化しようとしている。ここに取り上げられている，個体数，分布面積・範囲，ハビタットの質と量，個体群の構造や個体群の（衰退）動向，それに影響を与える要因としての競争者，病原菌などは問題にせざるを得ないものである。しかし，人による直接的な影響とくに密猟などや汚染など間接的な影響は書かれていないのは理解が困難である。

類似種の取扱いなど

第1次修正案では，類似種を附属書には掲載しないという原則で述べられている。したがって大分類群についても，それに属する全種が附属書に入らない限り，大分類群による附属書掲載はできないこととなっていた。しかし，これは，前にも指摘したことであるが，税関の係員が識別できない種を別にすることは，実施上大きな問題を招く

ことは明かである。これが今回，付則２ｂ－Ａで専門家でない人が適度な努力をしても識別できそうもないものは，附属書Ⅱに掲載することになり，ある分類群の大部分の種が附属書Ⅱに掲載された場合には，残りの種も附属書Ⅱに掲載しなければならないとなったのは現実的な決断である。

もう１点第１次修正案と異なるのは，事務局案のＤの項目である。これは第２次修正案ではＦとして記載されたものと類似しているが，異なる点は第２次案では期間を２年としていたのを，事務局案では３年としたことである。これは締約国会議が最低２年毎にあるので，少なくとも１回以上２回未満の締約国会議では論議できるようにしたと判断できる。この項目は絶滅のおそれが急激に生じたと判断されるケースの救済措置であろうが，見込みで掲載を可能にした点で，あいまいさは残るが，現実的な措置としても評価される。

予防手段および今後の方向について

予防手段として，附属書Ⅰが附属書Ⅱに降格した時の措置として，締約国会議２期分（４年）にわたり，取引の影響をモニターすることを義務づけたことは評価できる。今回の提案の中にも，保護の有効性の監視という項目があり，ここには，「分布国と提案者は資金を得られることを条件に，附属書ⅠとⅡに掲載された種の状態を，動物委員会，植物委員会の協力を得て，定期的な検討を行う」となっている。これは，従来のCITESでは，分布国内の掲載種の生息状況（保護管理問題）は問題としていなかった点からすると，一歩踏み込んだ扱いとなっている。ただし，これが適性に行われているかどうかを判断する必要が生じる。また，降格にともない，提案国が現実に対応しやすいようにいくつかのオプションを設けたが，このことはかなり問題を煩雑にしている。締約国会議はこれらが適性に行われているかどうかを判断したり，輸出量割当量を規制したりするなど何等かの対応をすることになる。問題は締約国会議がこの対応を出来る体制を作り得るのかである。管理プログラムにもとづく輸出割当量にしても，監視体制をどの様に確保するかが問題となろう。このような体制を作るためには，社会経済的な裏付けを作ることが最大の問題となるであろう。締約国会議の権限が次第に大きくなるような方向に進んでいるが，これだけのことを，２年に１回の締約国会議だけで運営するのは，将来ますます困難になってくると予測される。分布国では，問題となる種の生息現状の科学的な把握と保護管理の強化が，今後ますます問題となるであろう。しかし，CITESは国際取引の条約であるから，管理プログラムをいかに条件づけても，原産国が各国内で行っている，附属書に掲載している各種の保護管理問題には直接踏み込み得ない。このように考えると委員会機能の強化だけでは駄目で，各国内の研究者やＮＧＯがどれだけ問題意識をもって，国際的な連携のもとに，自国の掲載種の保護管理問題に取り組むかなどが問題となるであろう。これには人の養成，その国の環境教育など日本でさえかなり遅れている事柄が，今後問題となることが予測される。

引　用　文　献

CITES, Secretariat 1993. New criteria for listing species in the CITES Appendices- A report and recommendation from IUCN-The World Conservation Union to the CITES Standing Committee. 1-41. CITES, Lausanne.

IUCN 1993: New criteria for listing species in the CITES Appendices. Preliminary results of the application to a sample of species. 1-60.

CITES Secretariat 1993. Draft resolution of

the conference of the parties.1-20.
CITES Secretariat 1994. New criteria for amendment of appendices 1 and 11. Ninth meeting of the conference of the parties Fort Lauderdale. Doc.9.41. CITES,Lausanne.
村上興正. 1992. CITESの現状と課題－第8回締約国会議に出席して，関西自然保護機構会報，14巻特別号：11－23.
個体群生態学会（1993）特集：絶滅と存続の集団生物学　－保全生物学の新たな発展－. 個体群生態学会会報(50)：1～64